

離婚届

令和 年 月 日届出

滋賀県大津市長 殿

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日
第 号
送付 令和 年 月 日 第 号
滋賀県大津市長 印
書類調査 戸籍記載 新戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(1) 氏名 (フリガナ) 夫 氏 名 妻 氏 名
生年月日 昭和 平成 年 月 日
住所 (住民登録をして) いるところ
(2) 本籍 (外国人のときは国) 籍だけを書いてく
ださい
(3) 離婚の種別
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍
(5) 未成年の子の 氏 名
(6) 同居の期間
(7) 別居する前の 住 所
(8) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と
(9) 夫妻の職業
告知
令和 年 月 日
口頭・郵送・手渡し
届出人・本人・使者
誤字 正字
届出人署名 夫 妻
事件簿番号
住所を定めた年月日
夫 昭和 平成 令和 年 月 日
妻 昭和 平成 令和 年 月 日
連絡先
電話 夫 ( ) 妻 ( )
※日中連絡のつくところ

記入の注意

鉛筆や消せるボールペン等で書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
署名は必ず本人が自署してください。押印する場合は、印は各自別々の印を押してください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)
署名 (※押印は任意) 印
生年月日 昭和 平成 年 月 日 昭和 平成 年 月 日
住所 番地 番 号 番地 番 号
本籍 番地 番 番地 番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
親権者を定めるだけでは、子の戸籍に変動はありません。子が離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍する場合は入籍届等の手続きが必要です。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届出時に必要なもの

- (1) 調停離婚のとき → 調停調書の謄本 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
(2) 押印した場合は届出人の印鑑
(3) 運転免許証やパスポートなど、官公署発行顔写真付の本人確認できるもの
(お持ちでない場合でも届出はできます)
(4) 印鑑登録手帳、住民基本台帳カード、個人番号カード
(お持ちの方で、この離婚届により変更のあるとき)

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：(□公正証書 □それ以外)
□まだ決めていない。
このチェック欄についての法務省の解説動画
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
法務省 離婚
法務省作成のパンフレット
日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

夫 来(免・バ・個) 不受理無・通
妻 来(免・バ・個) 不受理無・通
令和 年 月 日
午前・午後 時 分受付
受付者: